

### 青色申告決算説明会・消費税等説明会を開催

東村山税務署では、所得税の青色申告をしている方を対象に、「青色申告決算書の作成」「消費税および地方消費税」などの説明会を開催します。

### 国から地方への税源移譲

内容は、決算の仕方を中心に、確定申告に当たっての留意事項および青色申告決算書の作成要領、消費税法等の概要等を分かりやすく説明します。また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)等多くの個人事業者に関係する事項についての説明も行います。ぜひこの機会をご利用ください。

【日時】12月6日(水) 不動産所得のある方 午前10時～午後10時 事業所得のある方 午後1時半～4時40分

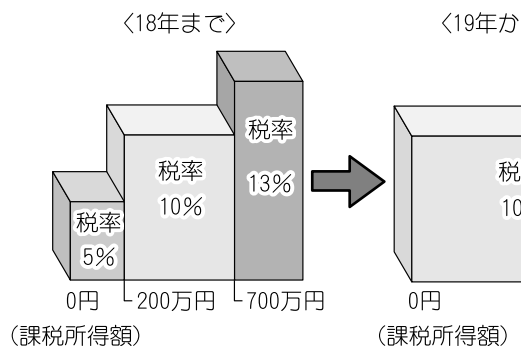
【会場】市民プラザホール

消費税については、15年度の税制改正により、事業者免税点制度の適用上限が300万円から1000万円に引き上げられました。これにより、16年分の課税売上高(事業収入から消費税の課税されない収入を差し引いた金額)が1000万円を超える事業者の方は、18年分の消費税および地方消費税の申告が必要となる場合があります。また、消費税の課税事業者となる方

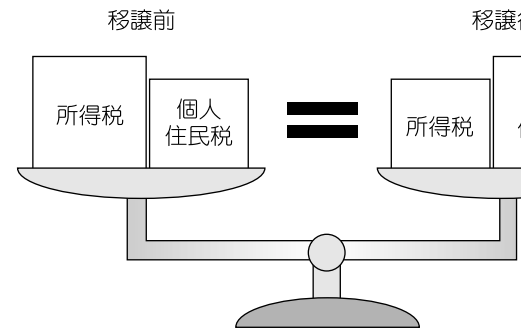
り、16年分の課税売上高(事業収入から消費税の課税されない収入を差し引いた金額)が1000万円を超える事業者の方は、18年分の消費税および地方消費税の申告が必要となる場合があります。また、消費税の課税事業者となる方

国から地方への税源移譲は、地方公共団体が自主的に財源の確保を行うことで、自主性を発揮し、より身近な行政サービスを効率よく実施できるようにするために進められるものです。この税源移譲に伴い、18年度分までは課税所得の額によって異なる税率が適用されていましたが、19年度からは一律10%の税率が適用されることとなります。

19年度から個人住民税所得割の税率が変わります



税源移譲前後の税負担は変わりません



### 税源移譲前後の税負担の一例

夫婦と子ども二人の場合(子どものうち一人が特定扶養親族) < 給与収入が500万円、給与所得が346万円 >

区分	所得税控除額	個人住民税控除額	人的控除額の差
社会保険料控除	50万円	50万円	
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
一般扶養	38万円	33万円	5万円
特定扶養	63万円	45万円	18万円
基礎控除	38万円	33万円	5万円
控除額計	227万円	194万円	33万円
課税所得金額	119万円 = -	152万円 = -	

税源移譲前  
・所得税 = 119万円 × 10% = 119,000円  
・個人住民税 = 152万円 × 5% = 76,000円  
・所得税 + 個人住民税 = 195,000円

税源移譲後  
・所得税 = 152万円 × 5% = 76,000円  
・個人住民税 = 119万円 × 10% = 11,900円 (人的控除額。算出方法は下記参照)  
= 135,500円  
・所得税 + 個人住民税 = 195,000円

個人住民税の人的控除(調整控除)額の算出  
個人住民税の課税所得金額が200万円以下の方は、「人的控除額の差の合計」または「個人住民税の課税所得金額」のいずれか少ない金額の5%(市民税3%・都民税2%)を減額します。

上記の例の場合  
・人的控除額の差の合計 = 33万円  
・課税所得金額 = 152万円

出張申告会場が変更になります

18年度までの市民税・都民税の出張申告受け付けを東久留米団地第2・第3集会所西部地域センターおよび南部地域センター内で行っていましたが、19年度より西部・南部・東部の各地域センター内に変更させていただきます。詳しくは同係へ。

したがって  
個人住民税の人的控除額は  
33万円 × 5% = 16,500円

### 都営住宅入居者募集

都営住宅の地元割当分の入居者を募集します。

【入居対象人数と募集住戸】

◆1~2人 中央町二丁目

2戸 幸町一丁目 1戸

◆2人以上 中央町二丁目

1戸 幸町一丁目 1戸

◆3人以上 幸町二丁目

1戸

【申込資格】次の1.のすべてに該当する方

◆単身者の場合 市内に

3年以上居住する60歳以上などの単身者であること 原則として同居親族がいな

いこと 所得が一定基準内であること 住宅に困っていること

◆家族の場合 申込者本人が市内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)であること 同居親族がいること 世帯の所得合計が一定基準内であること 住宅に困っていること

【申込用紙等の配布】11月15日(水)~22日(水)に地域政策課(市役所5階)上の原ひばりが丘・滝山の各連絡所で配布

【申込方法】11月27日(月)までに(必着)所定の用紙に必要事項を記入して、〒203-8555、市役所地域政策課(市役所5階)の受付に提出してください

課(市役所5階)の受付に提出してください

詳しくは同課住宅政策係 ☎470-7764へ。



### 事務事業の評価結果を公表します

事務事業は、施策の目的を達成するための具体的な手段で、市民に直接サービスするものや市の内部管理を目的とするものなどがあります。昨年度に引き続き、今年度

も事務事業の評価結果を事務事業目的評価表にまとめ、公表します。

事務事業目的評価表は、11月15日(水)から市ホームページ、市政情報コーナー(市役所2階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、下里・南町の各コミュニティ図書室、野火止地区センター図書室でご覧いただけます。

◆企画調整課メールアドレス kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

### 納税にご協力を

11月30日(木)は、国民健康保険税第5期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課 ☎470-7730へ。

### 11月23日(祝) 自動発行機を休止します



11月23日(祝)は庁舎電源装置の定期点検により電算システムが稼働できないため、市役所1階屋内ひろばおよび東久留米駅構内に設置の自動発行機を終日利用できません。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。詳しくは市民課住民記録係 ☎470-7722へ。